



# 埼玉県報

第347号  
令和4年(2022年)  
9月20日  
火曜日

## 目次

### 告示

- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 朝霞都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 朝霞都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 朝霞都市計画道路の変更（都市計画課）
- 上尾都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 上尾都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 秩父都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- ときがわ都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 小鹿野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 所沢都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 飯能都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 入間都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 志木都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 新座都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 和光都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 川越都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 狭山都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 富士見都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 毛呂山・越生都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 川口都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 蕨都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 戸田都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 鴻巣都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 桶川都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 北本都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 行田都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 越谷都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 草加都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 久喜都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 幸手都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）

- 羽生都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 小川都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 県道羽生外野栗橋線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）
- 県道羽生外野栗橋線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 建築基準法第94条第3項に規定する公開口頭審査の開催（建築安全課）
- 運転免許取得者等教育を行う者に係る代表者変更の公示（運転免許課）
- 若年運転者講習を行う指定講習機関の公示（運転免許課）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

## 告 示

### 埼玉県告示第九百五十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年九月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）草加松原団地近隣型商業施設街区計画

埼玉県草加市松原三丁目千六百三十八番十一

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

東武鉄道株式会社 代表取締役 根津嘉澄

東京都墨田区押上一丁目一番二号

大規模小売店舗において小売業を行う者

未定

##### ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和五年五月十四日

##### ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千六百九十三平方メートル

##### ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一五二台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 三四四台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 三三九平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 六〇立方メートル

##### ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前八時から午後十時まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時三十分から午後十時三十分まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

ト 届出年月日

令和四年九月十三日

二 縦覧期間

令和四年九月二十日から令和五年一月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年九月二十日から令和五年一月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第九百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、朝霞都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和四年九月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第九百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、朝霞都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和四年九月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第九百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、朝霞都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和四年九月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 告 示

### 埼玉県告示第九百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、上尾都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和四年九月二十日

埼玉県知事 大野 元裕



## 告 示

### 埼玉県告示第九百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、上尾都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和四年九月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第九百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、秩父都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和四年九月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 告 示

### 埼玉県告示第九百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、ときがわ都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和四年九月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第九百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、小鹿野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和四年九月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第九百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和四年九月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所  
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式  
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
  - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号  
埼玉県都市整備部都市計画課  
電話 ○四八―八三〇―五三四一
  - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

一	番号							
	都市計画 区域名	所沢						
	市町村名	所沢市						
	都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」						
	公聴会	期日及び時間	令和四年十月 二十七日午後 二時から	場所	所沢市こども と福祉の未来 館			
	公述申出書	提出期間	令和四年九月 二十日から令 和四年十月四 日午後五時十 五分まで	提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、所沢市街 づくり計画部 都市計画課			
	都市計画の構想	閲覧期間	令和四年九月 二十日から令 和四年十月四 日午後五時十 五分まで (土・日・祝 日を除く)	閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県川 越県土整備事 務所、所沢市 街づくり計画 部都市計画課			

## 公 述 申 出 書

令和4年9月20日付け埼玉県報に登載された 都市計画  
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 4年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

\* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

## 告 示

### 埼玉県告示第九百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和四年九月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所  
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式  
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
  - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号  
埼玉県都市整備部都市計画課  
電話 ○四八―八三〇―五三四一
  - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課



一	番号							
飯能	都市計画 区域名							
飯能市	市町村名							
「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」 「区域区分」	都市計画の種類及び名称							
令和四年十月二十三日午前 十時から	期日及び時間							公聴会
飯能市富士見 地区行政セン ター 一階集会室	場 所							
令和四年九月 二十日から令 和四年十月四 日午後五時十 五分まで	提出期間							公述申出書
埼玉県都市整 備部都市計画 課、飯能市建 設部都市計画 課	提出先							
令和四年九月 二十日から令 和四年十月四 日午後五時十 五分まで (土・日・祝 日を除く)	閲覧期間							都市計画の構想
埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県飯 能県土整備事 務所、飯能市 建設部都市計 画課	閲覧場所							

## 公 述 申 出 書

令和4年9月20日付け埼玉県報に登載された 都市計画  
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので  
申し出ます。

令和 4年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

\* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

## 告 示

### 埼玉県告示第九百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和四年九月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所  
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式  
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
  - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号  
埼玉県都市整備部都市計画課  
電話 ○四八―八三〇―五三四一
  - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

番号	一
都市計画 区域名	入間
市町村名	入間市
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」 「区域区分」
公聴会 期日及び時間	令和四年十一月九日午後二時から
場 所	入間市産業文化センター 集会室
公述申出書 提出期間	令和四年九月二十日から令和四年十月四日午後五時十五分まで
提出先	埼玉県都市整備部都市計画課、入間市都市整備部都市計画課
都市計画の構想 閲覧期間	令和四年九月二十日から令和四年十月四日午後五時十五分まで (土・日・祝日を除く)
閲覧場所	埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県能員土整備事務所、入間市都市整備部都市計画課

## 公 述 申 出 書

令和4年9月20日付け埼玉県報に登載された 都市計画  
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 4年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

\* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

## 告 示

### 埼玉県告示第九百七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和四年九月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所  
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式  
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
  - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号  
埼玉県都市整備部都市計画課  
電話 ○四八―八三〇―五三四一
  - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

番号	一	
都市計画 区域名	志木	
市町村名	志木市	
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」 「区域区分」	
公聴会	期日及び時間	令和四年十一月二日午前十時から
	場 所	志木市立いろは遊学館
公述申出書	提出期間	令和四年九月二十日から令和四年十月四日午後五時十五分まで
	提出先	埼玉県都市整備部都市計画課、志木市都市整備部都市計画課
都市計画の構想	閲覧期間	令和四年九月二十日から令和四年十月四日午後五時十五分まで (土・日・祝日を除く)
	閲覧場所	埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県朝霞県土整備事務所、志木市都市整備部都市計画課

## 公 述 申 出 書

令和4年9月20日付け埼玉県報に登載された 都市計画  
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 4年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

\* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。



## 告 示

### 埼玉県告示第九百七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和四年九月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所  
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式  
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
  - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号  
埼玉県都市整備部都市計画課  
電話 ○四八―八三〇―五三四一
  - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

番号	一
都市計画 区域名	新座
市町村名	新座市
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」
公聴会 期日及び時間	令和四年十一 月七日午後二 時から
場 所	新座市役所本 庁舎 二階二〇三会 議室
公述申出書 提出期間	令和四年九月 二十日から令 和四年十月四 日午後五時十 五分まで
提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、新座市ま ちづくり未来 部都市計画課
都市計画の構想 閲覧期間	令和四年九月 二十日から令 和四年十月四 日午後五時十 五分まで (土・日・祝 日を除く)
閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県朝 霞県土整備事 務所、新座市 まちづくり未 来部都市計画 課

## 公 述 申 出 書

令和4年9月20日付け埼玉県報に登載された 都市計画  
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 4年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

\* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

## 告 示

### 埼玉県告示第九百七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和四年九月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所  
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式  
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
  - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号  
埼玉県都市整備部都市計画課  
電話 ○四八―八三〇―五三四一
  - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

一	番号							
	都市計画 区域名	和光						
	市町村名	和光市						
	都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」						
	公聴会	期日及び時間	令和四年十月 十八日午前十 時から					
	場 所	和光市新倉北 地域センター						
	公述申出書	提出期間	令和四年九月 二十日から令 和四年十月四 日午後五時十 五分まで					
	提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、和光市建 設部都市整備 課						
	都市計画の構想	閲覧期間	令和四年九月 二十日から令 和四年十月四 日午後五時十 五分まで (土・日・祝 日を除く)					
	閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県朝 霞県土整備事 務所、和光市 建設部都市整 備課						

## 公 述 申 出 書

令和4年9月20日付け埼玉県報に登載された 都市計画  
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 4年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

\* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

## 告 示

### 埼玉県告示第九百七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和四年九月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所  
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式  
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
  - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号  
埼玉県都市整備部都市計画課  
電話 ○四八―八三〇―五三四一
  - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

番号	一	
都市計画 区域名	川越	
市町村名	川越市 日高市 川島町	
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」	
公聴会	期日及び時間	令和四年十月 二十日午前十 時から
	場 所	日高市高萩北 公民館
公述申出書	提出期間	令和四年九月 二十日から令 和四年十月四 日午後五時十 五分まで
	提 出 先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、川越市都 市計画部都市 計画課、日高 市都市整備部 市街地整備 課、川島町ま ち整備課
都市計画の構想	閲覧期間	令和四年九月 二十日から令 和四年十月四 日午後五時十 五分まで (土・日・祝 日を除く)
	閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県川 越県土整備事 務所、埼玉県 飯能県土整備 事務所、埼玉 県東松山県土 整備事務所、 川越市都市計 画部都市計画 課、日高市都 市整備部市街 地整備課、川 島町まち整備 課



## 公 述 申 出 書

令和4年9月20日付け埼玉県報に登載された 都市計画  
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 4年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

\* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

## 告 示

### 埼玉県告示第九百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和四年九月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所  
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式  
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
  - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号  
埼玉県都市整備部都市計画課  
電話 ○四八―八三〇―五三四一
  - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

番号	一
都市計画 区域名	狭山
市町村名	狭山市
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」
公聴会 期日及び時間	令和四年十月 二十日午後二 時から
場 所	狭山市役所 六〇二・六〇 三・六〇四会 議室
公述申出書 提出期間	令和四年九月 二十日から令 和四年十月四 日午後五時十 五分まで
提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、狭山市都 市建設部都市 計画課
都市計画の構想 閲覧期間	令和四年九月 二十日から令 和四年十月四 日午後五時十 五分まで (土・日・祝 日を除く)
閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県川 越県土整備事 務所、狭山市 都市建設部都 市計画課

## 公 述 申 出 書

令和4年9月20日付け埼玉県報に登載された 都市計画  
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 4年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

\* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

## 告 示

### 埼玉県告示第九百七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和四年九月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所  
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式  
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
  - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号  
埼玉県都市整備部都市計画課  
電話 ○四八―八三〇―五三四一
  - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

番号	一	
都市計画 区域名	富士見	
市町村名	富士見市 ふじみ野 市 三芳町	
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」	
公聴会	期日及び時間	令和四年十月 三十一日午前 十時から
	場 所	富士見市役所 全員協議会室
公述申出書	提出期間	令和四年九月 二十日から令 和四年十月四 日午後五時十 五分まで
	提 出 先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、富士見市 都市整備部都 市計画課、ふ じみ野市都市 政策部都市計 画課、三芳町 都市計画課
都市計画の構想	閲覧期間	令和四年九月 二十日から令 和四年十月四 日午後五時十 五分まで (土・日・祝 日を除く)
	閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県川 越県土整備事 務所、富士見 市都市整備部 都市計画課、 ふじみ野市都 市政策部都市 計画課、三芳 町都市計画課

## 公 述 申 出 書

令和4年9月20日付け埼玉県報に登載された 都市計画  
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 4年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

\* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

## 告 示

### 埼玉県告示第九百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和四年九月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所  
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式  
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
  - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号  
埼玉県都市整備部都市計画課  
電話 ○四八―八三〇―五三四一
  - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課



番号	一	
都市計画 区域名	毛呂山・ 越生	
市町村名	毛呂山町 越生町 鳩山町	
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」	
公聴会	期日及び時間	令和四年十月 二十六日午後 二時から
	場 所	毛呂山町役場 二階二〇一会 議室
公述申出書	提出期間	令和四年九月 二十日から令 和四年十月四 日午後五時十 五分まで
	提 出 先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、毛呂山町 まちづくり整 備課、越生町 まちづくり整 備課、鳩山町 まちづくり推 進課
都市計画の構想	閲覧期間	令和四年九月 二十日から令 和四年十月四 日午後五時十 五分まで (土・日・祝 日を除く)
	閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県飯 能県土整備事 務所、埼玉県 東松山県土整 備事務所、毛 呂山町まちづ くり整備課、 越生町まちづ くり整備課、 鳩山町まちづ くり推進課

## 公 述 申 出 書

令和4年9月20日付け埼玉県報に登載された 都市計画  
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 4年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

\* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

## 告 示

### 埼玉県告示第九百七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和四年九月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所  
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式  
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
  - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号  
埼玉県都市整備部都市計画課  
電話 ○四八―八三〇―五三四一
  - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

一	番号							
	都市計画 区域名	川口						
	市町村名	川口市						
	都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」						
	公聴会	期日及び時間	令和四年十月 二十一日午後 二時から					
		場 所	川口市役所鳩 ヶ谷庁舎 三〇五会議室					
	公述申出書	提出期間	令和四年九月 二十日から令 和四年十月四 日午後五時十 五分まで					
		提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、川口市都 市計画部都市 計画課					
	都市計画の構想	閲覧期間	令和四年九月 二十日から令 和四年十月四 日午後五時十 五分まで (土・日・祝 日を除く)					
		閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県さ いたま県土整 備事務所、川 口市都市計画 部都市計画課					

## 公 述 申 出 書

令和4年9月20日付け埼玉県報に登載された 都市計画  
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 4年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

\* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

## 告 示

### 埼玉県告示第九百七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和四年九月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所  
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式  
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
  - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号  
埼玉県都市整備部都市計画課  
電話 ○四八―八三〇―五三四一
  - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

番号	一	
都市計画 区域名	蕨	
市町村名	蕨市	
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」	
公聴会	期日及び時間	令和四年十月 二十一日午前 十時から
	場 所	蕨市立中央公 民館
公述申出書	提出期間	令和四年九月 二十日から令 和四年十月四 日午後五時十 五分まで
	提 出 先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、蕨市都市 整備部まちづ くり推進室
都市計画の構想	閲覧期間	令和四年九月 二十日から令 和四年十月四 日午後五時十 五分まで (土・日・祝 日を除く)
	閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県さ いたま県土整 備事務所、蕨 市都市整備部 まちづくり推 進室

## 公 述 申 出 書

令和4年9月20日付け埼玉県報に登載された 都市計画  
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 4年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

\* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。



## 告 示

### 埼玉県告示第九百八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和四年九月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所  
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式  
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
  - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号  
埼玉県都市整備部都市計画課  
電話 ○四八―八三〇―五三四一
  - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

一	番号							
戸田	都市計画 区域名							
戸田市	市町村名							
	都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」						
	期日及び時間	令和四年十月 十七日午後二 時から	公聴会					
	場 所	戸田市役所本 庁舎 五階大会議室						
	提出期間	令和四年九月 二十日から令 和四年十月四 日午後五時十 五分まで	公述申出書					
	提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、戸田市都 市整備部都市 計画課						
	閲覧期間	令和四年九月 二十日から令 和四年十月四 日午後五時十 五分まで (土・日・祝 日を除く)	都市計画の構想					
	閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県さ いたま県土整 備事務所、戸 田市都市整備 部都市計画課						

## 公 述 申 出 書

令和4年9月20日付け埼玉県報に登載された 都市計画  
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 4年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

\* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

## 告 示

### 埼玉県告示第九百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和四年九月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所  
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式  
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
  - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号  
埼玉県都市整備部都市計画課  
電話 ○四八―八三〇―五三四一
  - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

一	番号							
鴻巣	都市計画 区域名							
鴻巣市	市町村名							
	都市計画の 種類及び名称							
	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」							
	令和四年十一 月十一日午前 十時から	公聴会						
	鴻巣市役所本 庁舎 四階大会議室	場 所						
	令和四年九月 二十日から令 和四年十月四 日午後五時十 五分まで	提出期間						
	埼玉県都市整 備部都市計画 課、鴻巣市都 市整備部都市 計画課	提出先						
	令和四年九月 二十日から令 和四年十月四 日午後五時十 五分まで (土・日・祝 日を除く)	閲覧期間						
	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県北 本県土整備事 務所、鴻巣市 都市整備部都 市計画課	閲覧場所						

## 公 述 申 出 書

令和4年9月20日付け埼玉県報に登載された 都市計画  
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 4年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

\* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

## 告 示

### 埼玉県告示第九百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和四年九月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所  
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式  
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
  - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号  
埼玉県都市整備部都市計画課  
電話 ○四八―八三〇―五三四一
  - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

番号	一
都市計画 区域名	桶川
市町村名	桶川市
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」
公聴会 期日及び時間	令和四年十一 月八日午後二 時から
場 所	桶川市桶川東 公民館
公述申出書 提出期間	令和四年九月 二十日から令 和四年十月四 日午後五時十 五分まで
提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、桶川市都 市整備部都市 計画課
都市計画の構想 閲覧期間	令和四年九月 二十日から令 和四年十月四 日午後五時十 五分まで (土・日・祝 日を除く)
閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県北 本県土整備事 務所、桶川市 都市整備部都 市計画課



## 公 述 申 出 書

令和4年9月20日付け埼玉県報に登載された 都市計画  
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 4年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

\* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

## 告 示

### 埼玉県告示第九百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和四年九月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所  
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式  
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
  - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号  
埼玉県都市整備部都市計画課  
電話 ○四八―八三〇―五三四一
  - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

番号	一
都市計画 区域名	北本
市町村名	北本市
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」
公聴会 期日及び時間	令和四年十一 月一日午後二 時から
場 所	北本市文化セ ンター
公述申出書 提出期間	令和四年九月 二十日から令 和四年十月四 日午後五時十 五分まで
提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、北本市都 市整備部都市 計画政策課
都市計画の構想 閲覧期間	令和四年九月 二十日から令 和四年十月四 日午後五時十 五分まで (土・日・祝 日を除く)
閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県北 本県土整備事 務所、北本市 都市整備部都 市計画政策課

## 公 述 申 出 書

令和4年9月20日付け埼玉県報に登載された 都市計画  
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 4年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

\* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

## 告 示

### 埼玉県告示第九百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和四年九月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所  
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式  
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
  - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号  
埼玉県都市整備部都市計画課  
電話 ○四八―八三〇―五三四一
  - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

一	番号							
	都市計画 区域名	行田						
	市町村名	行田市						
	都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」						
	公聴会	期日及び時間	令和四年十月 二十八日午前 十時から					
	場 所	行田市産業文 化会館 第二会議室						
	公述申出書	提出期間	令和四年九月 二十日から令 和四年十月四 日午後五時十 五分まで					
	提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、行田市都 市整備部都市 計画課						
	都市計画の構想	閲覧期間	令和四年九月 二十日から令 和四年十月四 日午後五時十 五分まで (土・日・祝 日を除く)					
	閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県行 田県土整備事 務所、行田市 都市整備部都 市計画課						

## 公 述 申 出 書

令和4年9月20日付け埼玉県報に登載された 都市計画  
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 4年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

\* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

## 告 示

### 埼玉県告示第九百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和四年九月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所  
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式  
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
  - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号  
埼玉県都市整備部都市計画課  
電話 ○四八―八三〇―五三四一
  - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課



番号	一	
都市計画 区域名	越谷	
市町村名	越谷市、 吉川市、 松伏町	
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」	
公聴会	期日及び時間	令和四年十一 月十日午後二 時から
	場 所	越谷市中央市 民会館 十三・十四・ 十五・十六会 議室
公述申出書	提出期間	令和四年九月 二十日から令 和四年十月四 日午後五時十 五分まで
	提 出 先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、越谷市都 市整備部都市 計画課、吉川 市都市整備部 都市計画課、 松伏町新市街 地整備課
都市計画の構想	閲覧期間	令和四年九月 二十日から令 和四年十月四 日午後五時十 五分まで (土・日・祝 日を除く)
	閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県越 谷県土整備事 務所、越谷市 都市整備部都 市計画課、吉 川市都市整備 部都市計画 課、松伏町新 市街地整備課

## 公 述 申 出 書

令和4年9月20日付け埼玉県報に登載された 都市計画  
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 4年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

\* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

## 告 示

### 埼玉県告示第九百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和四年九月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所  
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式  
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
  - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号  
埼玉県都市整備部都市計画課  
電話 ○四八―八三〇―五三四一
  - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

番号	一
都市計画 区域名	草加
市町村名	草加市、 八潮市、 三郷市
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」
公聴会 期日及び時間	令和四年十一 月四日午前十 時から
場 所	八潮市立八條 公民館 会議室一
公述申出書 提出期間	令和四年九月 二十日から令 和四年十月四 日午後五時十 五分まで
提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、草加市都 市整備部都市 計画課、八潮 市都市デザイ ン部都市計画 課、三郷市ま ちづくり推進 部都市デザイ ン課
都市計画の構想 閲覧期間	令和四年九月 二十日から令 和四年十月四 日午後五時十 五分まで (土・日・祝 日を除く)
閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県越 谷県土整備事 務所、草加市 都市整備部都 市計画課、八 潮市都市デザ イン部都市計 画課、三郷市 まちづくり推 進部都市デザ イン課

## 公 述 申 出 書

令和4年9月20日付け埼玉県報に登載された 都市計画  
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 4年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

\* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

## 告 示

### 埼玉県告示第九百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和四年九月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所  
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式  
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
  - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号  
埼玉県都市整備部都市計画課  
電話 ○四八―八三〇―五三四一
  - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

番号	一
都市計画 区域名	久喜
市町村名	久喜市
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」
公聴会 期日及び時間	令和四年十月 二十五日午後 二時から
場 所	久喜市鷲宮総 合支所 四階四〇四・ 四〇五・四〇 六・四〇七会 議室
公述申出書 提出期間	令和四年九月 二十日から令 和四年十月四 日午後五時十 五分まで
提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、久喜市建 設部都市計画 課
都市計画の構想 閲覧期間	令和四年九月 二十日から令 和四年十月四 日午後五時十 五分まで (土・日・祝 日を除く)
閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県杉 戸県土整備事 務所、久喜市 建設部都市計 画課

## 公 述 申 出 書

令和4年9月20日付け埼玉県報に登載された 都市計画  
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 4年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

\* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。



## 告 示

### 埼玉県告示第九百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和四年九月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所  
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式  
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
  - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号  
埼玉県都市整備部都市計画課  
電話 ○四八―八三〇―五三四一
  - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

番号	一	
都市計画 区域名	幸手	
市町村名	幸手市 宮代町 杉戸町	
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」	
公聴会	期日及び時間	令和四年十月 二十四日午後 二時から
	場 所	幸手市役所第 二庁舎 二階第一会議 室B
公述申出書	提出期間	令和四年九月 二十日から令 和四年十月四 日午後五時十 五分まで
	提 出 先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、幸手市建 設経済部都市 計画課、宮代 町まちづくり 建設課、杉戸 町都市施設整 備課
都市計画の構想	閲覧期間	令和四年九月 二十日から令 和四年十月四 日午後五時十 五分まで (土・日・祝 日を除く)
	閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県杉 戸県土整備事 務所、幸手市 建設経済部都 市計画課、宮 代町まちづく り建設課、杉 戸町都市施設 整備課

## 公 述 申 出 書

令和4年9月20日付け埼玉県報に登載された 都市計画  
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 4年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

\* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

## 告 示

### 埼玉県告示第九百八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和四年九月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所  
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式  
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
  - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号  
埼玉県都市整備部都市計画課  
電話 ○四八―八三〇―五三四一
  - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

一	番号							
	都市計画 区域名	羽生						
	市町村名	羽生市						
	都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」						
	公聴会	期日及び時間	令和四年十月 十九日午前十 時から					
	場 所	羽生市羽生勤 労者総合福祉 センター 大会議室						
	公述申出書	提出期間	令和四年九月 二十日から令 和四年十月四 日午後五時十 五分まで					
	提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、羽生市ま ちづくり部 まちづくり政 策課						
	都市計画の構想	閲覧期間	令和四年九月 二十日から令 和四年十月四 日午後五時十 五分まで (土・日・祝 日を除く)					
	閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県行 田県土整備事 務所、羽生市 まちづくり部 まちづくり政 策課						

## 公 述 申 出 書

令和4年9月20日付け埼玉県報に登載された 都市計画  
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 4年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

\* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

## 告 示

### 埼玉県告示第九百九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和四年九月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所  
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式  
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
  - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号  
埼玉県都市整備部都市計画課  
電話 ○四八―八三〇―五三四一
  - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

一	番号							
小川	都市計画 区域名							
小川町	市町村名							
	都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」						
	期日及び時間	令和四年十月 二十八日午後 二時から	公聴会					
	場 所	小川町役場 三階大会議室						
	提出期間	令和四年九月 二十日から令 和四年十月四 日午後五時十 五分まで	公述申出書					
	提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、小川町都 市政策課						
	閲覧期間	令和四年九月 二十日から令 和四年十月四 日午後五時十 五分まで (土・日・祝 日を除く)	都市計画の構想					
	閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県東 松山県土整備 事務所、小川 町都市政策課						



## 公 述 申 出 書

令和4年9月20日付け埼玉県報に登載された 都市計画  
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 4年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

\* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年九月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年九月二十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 羽生外野栗橋線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
久喜市栗橋北二丁目三三九四番三 地先から同市栗橋北二丁目三四三九 番三 地先まで	久喜市栗橋北二丁目三三八六番四 地先から同市栗橋北二丁目三四三九 番 三 地先まで	区 間
一〇・五九 一三・〇〇	九・六三 一四・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
三二七・五一	四五六・四二	延長 (メートル)
		備 考

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年九月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年九月二十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

路線名	羽生外野栗橋線
供用開始の区間	久喜市栗橋北二丁目三三九四番三地先から同市栗橋北二丁目三四三九番三地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）
供用開始の期日	令和四年九月二十日
備考	令和四年九月二十日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十七号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長 三二七・五一メートル

# 告 示

## 埼玉県建築審査会告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十四条第三項の規定により、次のとおり公開による口頭審査を行う。

令和四年九月二十日

埼玉県建築審査会会長 白石 加代子

### 一 日時

令和四年九月二十九日（木）

午後三時十五分から

### 二 場所

埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一―八

知事公館二階 中会議室

### 三 件名

埼玉県建築審査会令和四年（不）第一号事件

# 告 示

埼玉県公安委員会告示第144号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により認定した者から、  
運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1  
項の規定に基づく変更の届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

令和4年9月20日

埼玉県公安委員会委員長 桐 澤 重 彦

施設の名称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
埼玉本庄自動車学校	代表者の氏名	茂木 道和	茂木 国久

# 告 示

埼玉県公安委員会告示第151号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定による指定講習機関を次のとおり指定したから、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第3条の規定により公示する。

令和4年9月20日

埼玉県公安委員会委員長 桐澤重彦

名称及び住所並びに代表者の氏名	事務所の名称及び所在地	特定講習の種別	指 定 年月日
正興産業株式会社セイコーモーター スクール 東京都豊島区東池袋1丁目31番3号 中川 裕之	セイコーモータースクール ふじみ野市市沢3丁目7番 61号	若年運転 者講習	令和4年 8月23日



## 告 示

### 埼玉県選管告示第六十五号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和四年九月二十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 日時 令和四年九月二十二日 午前十時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

イ その他